

申告は簡単な
郵送申告で!

令和6年度の申告書を1月下旬に送付しています。郵送申告を希望のかたで申告書が届いていない場合は、申告書と返信用封筒を送付しますので、市民税課へお問い合わせください。

申告受付会場のご案内



必ず予約の上、ご来場ください

事前予約をしていない場合は、申告受付を行うことができません。

申告受付日	受付時間	会場	予約開始日
7日(水)	9:00~ 14:40	安行公民館	予約受付中
8日(木)、9日(金)		戸塚公民館	
14日(水)、15日(木) 16日(金)		鳩ヶ谷庁舎 3階会議室	
20日(火)		新郷南公民館 (新郷スポーツセンター併設) ※昨年度と会場が異なります。	
22日(木)		神根公民館	
28日(水)、29日(木)		芝公民館	
3月 4日(月)~15日(金) (9日(土)を除く) ※10日(日)は受け付けします。	9:00~ 15:40	第一本庁舎 5階会議室	2月5日(月) 9:00~

予約は申告受付日前日の16:00まで

予約方法

①インターネット

市ホームページ▶



川口市 令和6年度 申告

検索

②電話 9:00~16:00
(土・日曜、祝日を除く)

申告予約受付専用コールセンター

048-259-7680

※市民税・県民税申告の詳細は、市ホームページをご確認ください。

よくある質問

Q 医療費控除を受けたい場合、準備するものは?

A 「医療費控除の明細書」を作成し、申告書に添付する必要があります。領収書の提示・提出では医療費控除の適用を受けることはできません。

※「医療費控除の明細書」は市ホームページからダウンロードできます。

※領収書は自宅などで5年間保管する必要があります。

※医療保険者などが発行する医療費通知を添付すると明細部分の記入が省略できます。

(医療費控除の明細書 記入例)

(1)医療を受けた人	(2)病院・薬局などの支払先名称	(3)医療費の区分	(4)支払った医療費の額	(5)(4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
川口太郎	きゅぼらんクリニック	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医療品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	40,000 円	— 円
"	川口駅前歯科クリニック	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医療品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	15,000	—
"	JR、川ロバス	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医療品購入 <input checked="" type="checkbox"/> その他の医療費	2,500	—
川口花子	鋳物皮膚科医院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医療品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	100,000	20,000
小計			157,500	20,000

スタート

Q 公的年金しか収入がないけど申告は必要?

A 主な収入が年金の人は、以下のフローチャートをご確認ください。
※簡単な目安ですので当てはまらない場合があります。

公的年金等の収入金額の合計額が400万円を超えている、または海外年金がある

はい

いいえ

公的年金等の収入以外にも所得がある

はい

公的年金等の収入以外の所得が20万円を超えている

はい

いいえ

社会保険や扶養控除等の追加する控除がある

はい

いいえ

市民税・県民税の申告が必要です
(確定申告は不要※)

所得税の確定申告、
市民税・県民税の申告ともに不要です※

原則として
所得税の確定申告が必要です
確定申告については5ページを確認ください。

※計算上、所得税の還付が発生する場合は、確定申告をすることにより還付を受けることができます。

令和5年分 所得税の確定申告のお知らせ

確定申告は

ご自宅からスマホ・パソコンでご利用いただける
e-Tax・スマホ申告が便利



確定申告会場のご案内

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を開設します。確定申告会場では、ご自身のスマートフォンを操作し、ご自身で申告書を作成していただくことを基本としています。
なお、確定申告会場開設期間前は、各税務署庁舎で申告相談を行っています。



確定申告会場への入場には、**国税庁LINE公式アカウントから事前に取得した入場整理券**（または当日配布の入場整理券）が必要です。当日配布の入場整理券は各会場で配布しますが、配布状況により、相談受付を終了する場合があります。
※詳細は国税庁ホームページをご確認ください。



▲国税庁LINE
公式アカウント

開設
期間

2月16日(金)～3月15日(金)
(土・日曜、祝日を除く)
※2月25日(日)は開場します。

(注) 各税務署の管轄区域の詳細は、
国税庁ホームページをご確認ください。 国税庁ホームページ▶



川口税務署管轄の地区にお住まいのかた(注)

会場

SKIPシティ 産業技術総合センター多目的ホール(上青木3-12-18)
※SKIPシティ会場開設期間中は、川口税務署では申告相談を行いません。

受付時間

9:00～16:00



<昨年からの変更点>

- ・来場者用の**駐車場はありません**。公共交通機関をご利用ください。
- ・**完成済の申告書の提出受付や申告用紙などの配布は行いません**。

西川口税務署管轄の地区にお住まいのかた(注)

会場

西川口税務署(西川口4-6-18)

※駐車場には限りがあります。公共交通機関をご利用ください。

受付時間

8:30～16:00(相談開始は9:00～)

問い合わせ…川口税務署 ☎048-252-5141(代表) 西川口税務署 ☎048-253-4061(代表)